

「住宅地等における農薬使用について」

2003/9/16 農水省消費・安全局長通知

< 背景 >

農薬は飛散することで人畜に危害を及ぼす恐れがある。近年、学校、保育所、病院、公園、街路樹、住宅地周辺の農作物栽培地等において、農薬使用による住民、子供等の健康被害の訴えが多く聞かれる。

< 通知の法的根拠 >

農薬取締法第12条第1項の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第6条で、農薬使用者は住宅等で農薬を使用するときは農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講ずるよう規定している。

< 遵守すべき者 >

下記の土地・施設等の管理者
殺虫、殺菌、除草等の病虫害防除の責任者
農薬使用委託者
農薬使用者等

< 具体的注意事項 >

1、学校、保育所、病院、住宅地に近接する公園等の公共施設内の植物、街路樹、及び住宅地に近接する森林等の土地・施設の管理者（市民農園の開設者も含む）が行うべきこと。

定期的に農薬を散布することをやめる。

被害が発生した場合、被害を受けた部分のせん定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努める。

日頃から病虫害防除の早期発見に努める。

やむを得ず、農薬を使用する場合の注意事項

(1) やむを得ず農薬を使用するときは、以下のことを守る。

まず、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を検討する。

やむを得ず、散布する場合であっても、最小限の区域における散布に留めること

(2) 非食用作物であっても

登録された防除対象に適用のある農薬を使用する。

ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）使用上の注意を守って使用する。

(3) 農薬散布の時間帯等

農薬散布は無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶ。

風向き、ノズルの向き等に注意する。

(4) 事前の周知・散布中の注意

農薬使用者・農薬使用委託者は、周辺住民に事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について十分周知する。

散布作業時には立て看板の表示により、散布区域内に関係者以外が立ち入らないよう最大限配慮する。

散布区域の近隣に学校や通学路があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に周知すること。

子どもの健康被害防止について徹底すること。

(5) 農薬使用の記帳・保管

農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所、対象植物等、使用した農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量、希釈倍率について記帳し、一定期間保管する。

2、住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む）

(1) 農薬の削減等

病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施。

人手による害虫の捕殺、防虫網等物理的防除手段の活用等により農薬使用回数及び量を削減する。

(2) 非食用作物であっても

登録された当該防除対象の農作物に適用のある農薬を使用。

ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意を守る。

(3) 農薬飛散防止措置

粒剤、ドリフトレス(DL) 粉剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用する。
農薬の飛散を抑制するノズルを使用すること。

(4) 農薬散布の時間帯等

農薬散布は無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶ。

風向き、ノズルの向き等に注意する。

(5) 周辺への周知等

農薬使用者・農薬使用委託者は、周辺住民に事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について十分周知する。

散布作業時には立て看板の表示により、散布区域内に関係者以外が立ち入らないよう最大限配慮する。

散布区域の近隣に学校や通学路があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に周知すること。

子どもの健康被害防止について徹底すること。

(6) 記帳・保管等

農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所、対象植物等、使用した農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量、希釈倍率について記帳し、一定期間保管する。

3 , 農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談があった場合は、地方公共団体の農林部局を始めとする関係部局は連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等適切に対処すること